

〔平11.10.29〕
〔総37-2〕

個人住民税関係資料

目 次

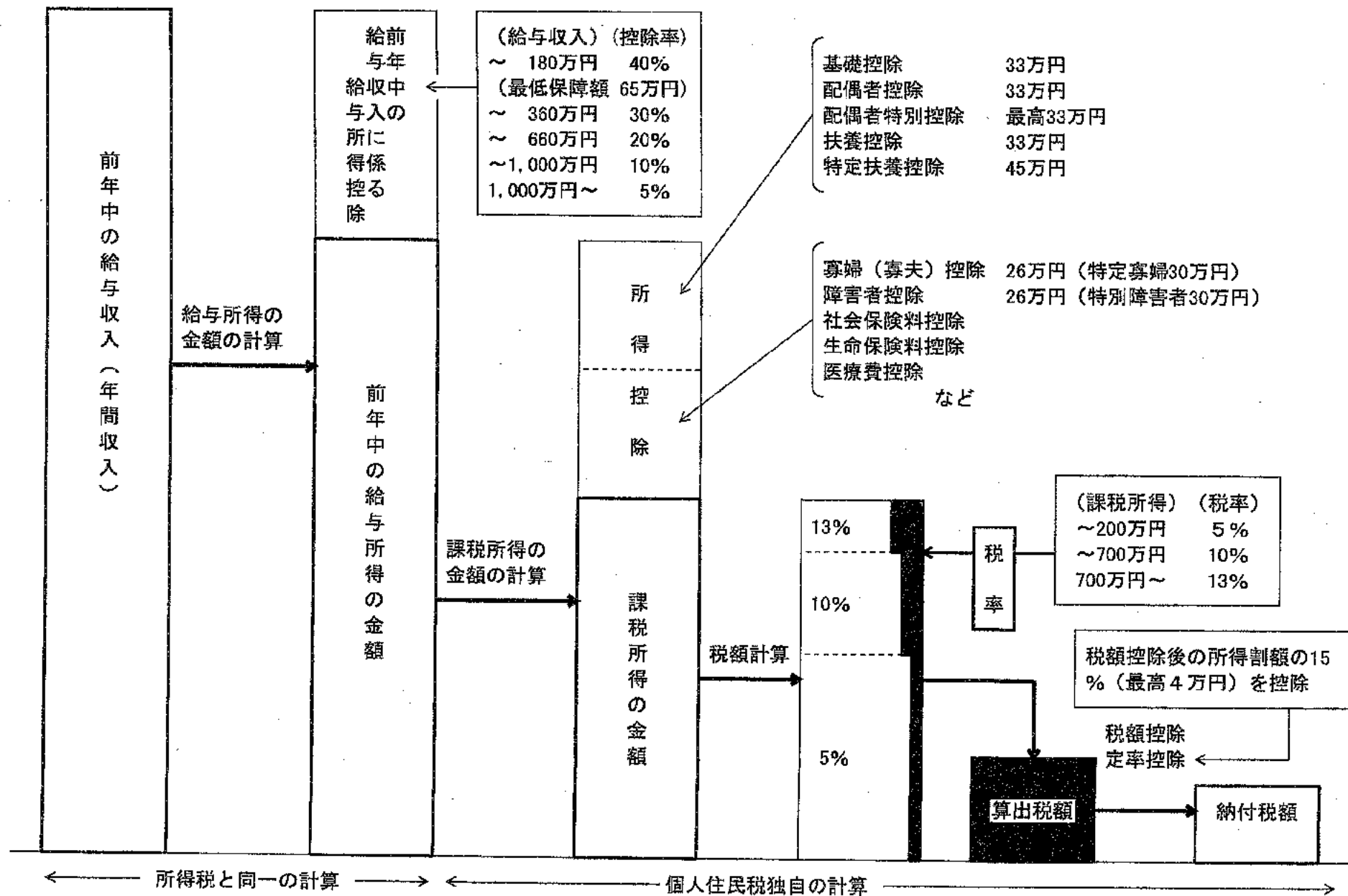
1. 基本的なあり方、課税ベース

・ 給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート（平成12年度分）	1
・ 個人住民税所得割の推移（イメージ図）	2
・ 個人住民税の実効税率の推移	3
・ 主要税目の税収の推移（地方税）	4
・ 地方税収の構成等について	5
・ 個人住民税・所得税の人的控除等一覧	6
・ 個人住民税の課税最低限の内訳及び算出方法（平成12年度分）	7
・ 個人住民税の課税最低限の内訳（平成12年度分）	8
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）	9
・ 扶養控除（個人住民税）	10
・ 特別な人的控除の概要（個人住民税）	11
・ その他の所得控除制度の概要（個人住民税）	12
・ 分離課税に係る退職所得の課税方式（個人住民税）	13
・ 青色事業所得者と白色事業所得者との各種控除の比較（個人住民税）	14
・ 公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）	15

2. 個人住民税関係

・ 個人住民税のあり方	16
・ 道府県税及び市町村税の税収の構成比（平成9年度決算額）	17
・ 個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲	18
・ 平成10年度分個人市町村民税の納税義務者の状況	19
・ 個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移	20
・ 均等割の平均税率等の推移（昭和30年度＝100）	21

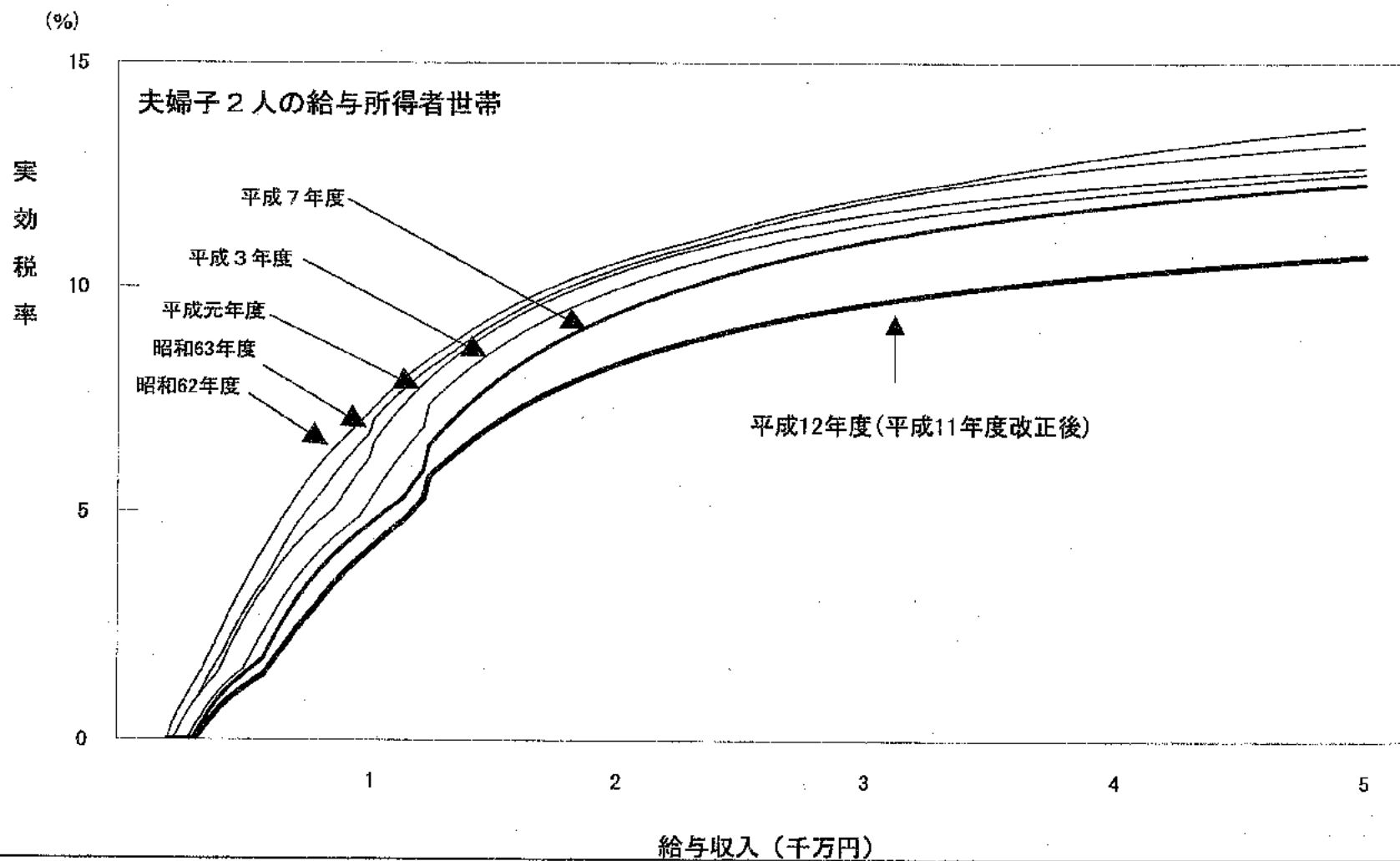
給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート（平成12年度分）



個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行（平成12年度分）
税 率 構 造	給与収入 5,482.7万円 → 18% 1,324.8万円 → 17% 415.8万円 → 16% 223.1万円 → 15% 14% 13% 12% 11% 9% 8% 7% 6% 5% 4.5% 市町村民税 4% 道府県民税 2% 14段階	給与収入 3年3月改正前 963.0万円 → 15% 509.6万円 → 10% 5% 市町村民税 4% 道府県民税 2% 3段階	給与収入 1,149.4万円 → 13% 584.6万円 → 10% 5% 9年3月改正前 市町村民税 3% 道府県民税 2% 3段階
課 税 最 低 限	（夫婦2人の 給与所得者の場合） 191.2万円 （昭和62年度分）	284.9万円 （平成6年度分）	309.5万円 （平成12年度分）

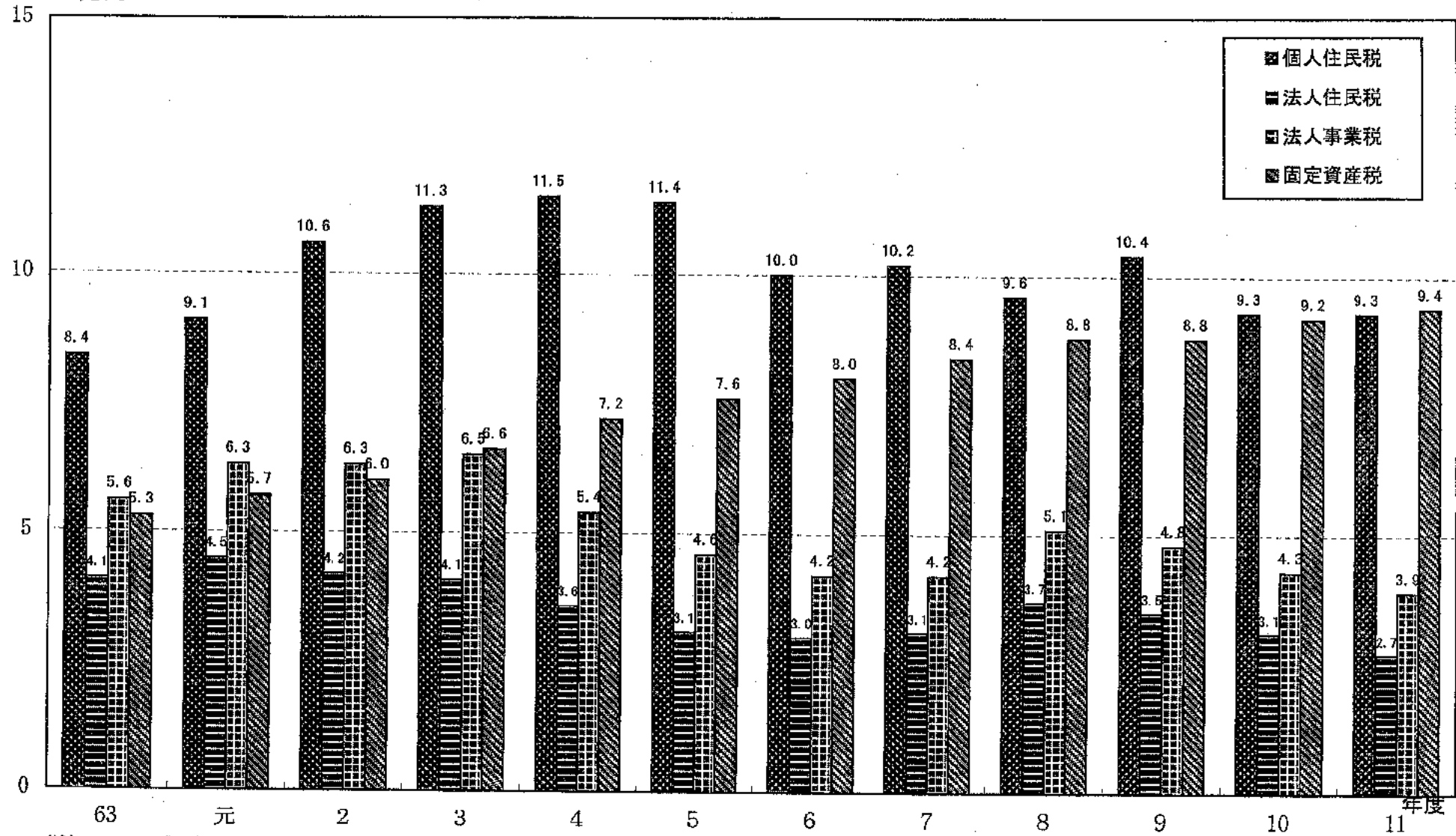
個人住民税の実効税率の推移



- (注) 1. 昭和63年度以降については、配偶者特別控除が満額適用されるものとして計算している。
 2. 平成3年度以降については、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 3. 平成7年度については、特別減税がないものとして計算している。
 4. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

主要税目の税収の推移（地方税）

兆円



(注) 1 平成9年度までは決算額、10年度は最近における実勢を加味して算出した実績見込額、11年度は地方財政計画額である。
 2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

地方税収の構成等について

平成11年度地方財政計画

(単位：兆円)

昭和63年度決算

(単位：兆円)

歳入	歳出
地方債 5.6 その他 10.5 国庫支出金 10.0 地方交付税 11.2 地方譲与税 0.5 地方税 30.1	(形式収支) 人件費 19.9 公債費 6.2 投資的経費 19.6 その他 20.7
	66.4

歳入	歳出
地方債 11.3 その他 6.6 国庫支出金 13.2 地方特例交付金 0.6 地方交付税 20.9 地方譲与税 0.6 地方税 35.3	給与関係経費 23.7 公債費 11.4 投資的経費 29.5 その他 23.9
	88.5

個人住民税・所得税の人的控除等一覧

(単位：万円)

項 目			個人住民税	所 得 税
基礎的な人的控除	基礎控除		3 3	3 8
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 3	3 8
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	3 8	4 8
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
	配偶者特別控除		最高 3 3	最高 3 8
	扶養控除	扶養親族	3 3	3 8
		年少扶養親族(16歳未満)	3 3	4 8
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	4 5	6 3
		老人扶養親族(70歳以上)	3 8	4 8
		同居老親等加算	+ 7	+ 1 0
		同居特別障害者加算	+ 2 3	+ 3 5
特別な人的控除	老年者控除(本人)		4 8	5 0
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 6	2 7
		特別障害者(同上)	3 0	4 0
	寡婦控除(本人)	寡婦	2 6	2 7
		特定の寡婦加算	+ 4	+ 8
	寡夫控除(本人)		2 6	2 7
	勤労学生控除(本人)		2 6	2 7
白色事業専従者控除	配偶者		8 6	8 6
	配偶者以外		5 0	5 0

(注) 個人住民税については、平成12年度分である。

個人住民税の課税最低限の内訳及び算出方法（平成12年度分）

給 与 所 得 控 除	社会 保険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
-------------	-------------------------	------------	--------------	---------------------	------------	-------------------

(1,108千円)

(217千円)

(330千円)

(330千円)

(330千円)

(330千円)

(450千円)

給与収入 3,095千円

（注）夫婦子2人の場合（子2人のうち1人は特定扶養親族（16歳以上23歳未満）に該当）

$$\begin{array}{rcl}
 X & - & (X \times 0.3 + 180,000) - X \times 0.07 - 1,770,000 = 0 \\
 \text{給与収入} & & \text{給与所得控除} \quad \text{社会保険料控除} \quad \text{基礎控除} \\
 & & \text{配偶者控除} \\
 & & \text{配偶者特別控除} \\
 & & \text{扶養控除}
 \end{array}$$

これを解くと $X \div 3,095$ 千円

個人住民税の課税最低限の内訳（平成12年度分）

（夫婦子2人の給与所得者の場合 3,095千円）

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養 控除	特定扶養 控除
1,108千円	217千円	330千円	330千円	330千円	330千円	450千円

（夫婦子1人の給与所得者の場合 2,380千円）

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養 控除
894千円	166千円	330千円	330千円	330千円	330千円

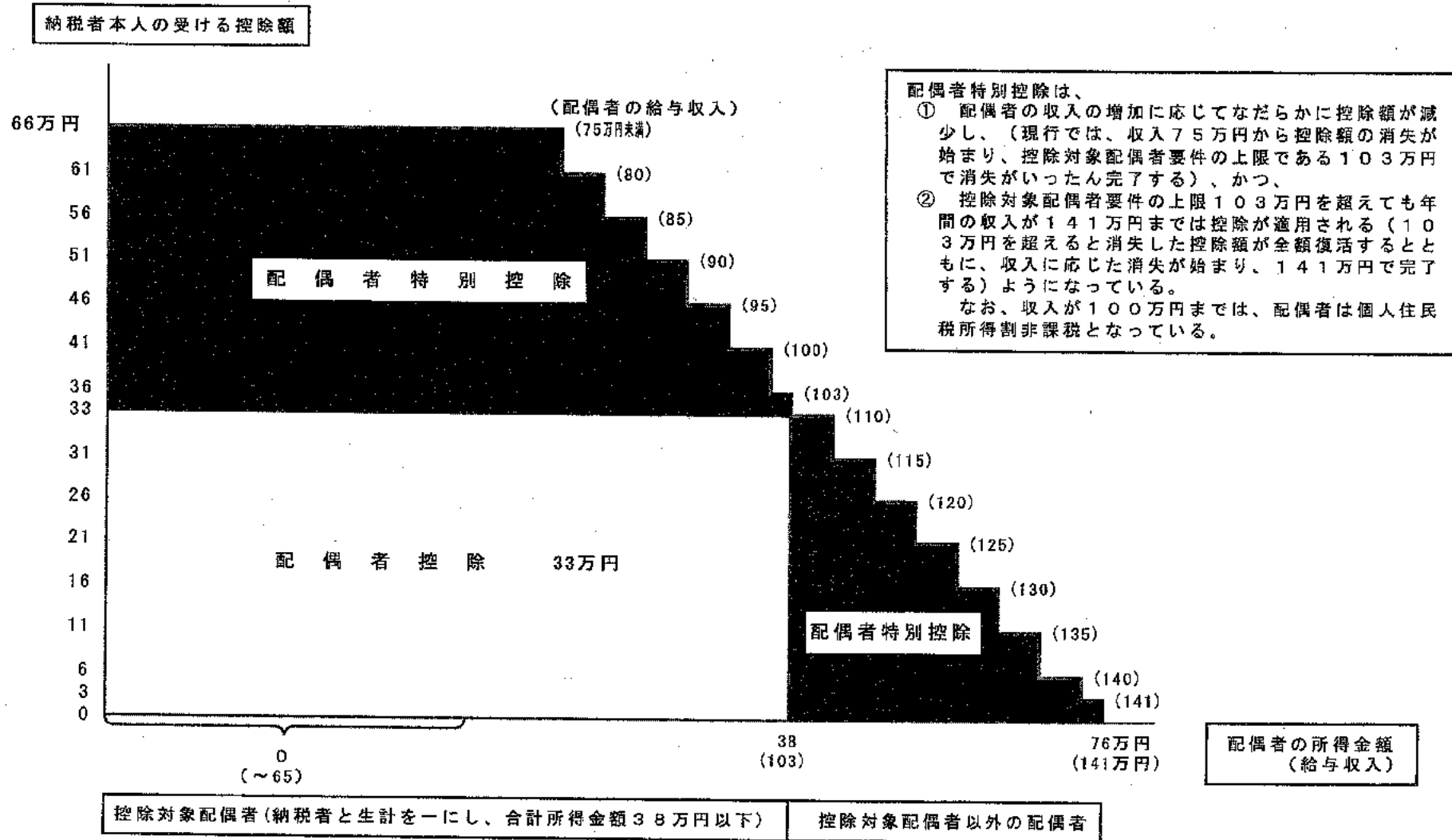
（夫婦のみの給与所得者の場合 1,857千円）

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除
737千円	130千円	330千円	330千円	330千円

（独身の給与所得者の場合 1,053千円）

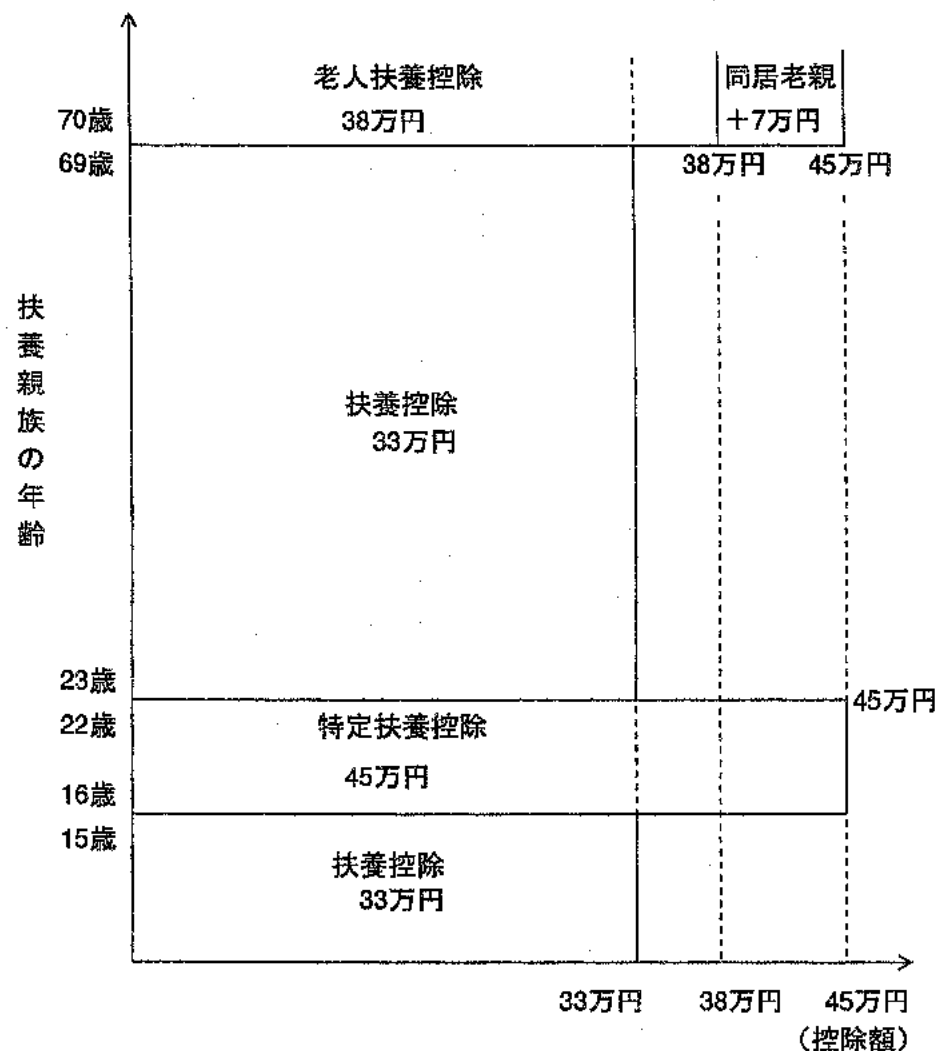
給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除
650千円	73千円	330千円

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）



扶養控除（個人住民税）

1 制度の概要（平成12年度分）



（注）同居特別障害者である扶養親族に対しては上記の控除額に23万円加算

2 扶養控除の沿革

	扶養控除	特定扶養親族	老人扶養親族	同居老親等
昭和37年度	（昭和37年度創設） 1人目 7万円（年間所得5万円超の配偶者が 2人目以降3万円 ある場合には1人目5万円）			
昭和41年度	4万円			
昭和43年度	5万円			
昭和44年度	6万円			
昭和45年度	8万円			
昭和46年度	10万円			
昭和47年度	11万円			
昭和48年度	12万円		（48年度創設）	
昭和49年度	14万円		14万円	
昭和50年度	17万円		16万円	
昭和52年度	19万円		19万円	
昭和54年度	20万円		20万円	
昭和55年度	20万円		21万円	（55年度創設）
昭和59年度	22万円		23万円	26万円
昭和63年度	26万円		27万円	31万円
昭和63年度	28万円	（2年度創設）	29万円	33万円
平成2年度	30万円	35万円	35万円	42万円
平成3年度	31万円	36万円	36万円	43万円
平成6年度	〃	39万円	〃	〃
平成7年度	33万円	41万円	38万円	45万円
平成11年度	〃	43万円	〃	〃
平成12年度	〃	45万円	〃	〃

（注）1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

3 昭和59年度の扶養控除額は、臨時特例法適用後の額である。

特別な人的控除の概要（個人住民税）

	対 象 者	控 除 額	所 得 要 件
障 害 者 控 除	・ 本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	
(特別障害者控除)	・ 上記の者が特別障害者である場合	30万円	
老 年 者 控 除	・ 本人が65歳以上の者	48万円	年間所得 1,000万円以下
寡 婦 控 除	・ 夫と死別した者や夫と離婚をして扶養親族を有する者 ・ 老年者控除の適用がないこと	26万円	(扶養親族を有しない場合のみ) 年間所得 500万円以下
(特定寡婦加算)	・ 寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+4万円	年間所得 500万円以下
寡 夫 控 除	・ 妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者 ・ 老年者控除の適用がないこと	26万円	年間所得 500万円以下
勤 労 学 生 控 除	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	26万円	年間所得が65万円以下、かつ 給与所得等以外が10万円以下

その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失額－保険金等による補填額）×年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額3万5千円）
損害保険料控除（平成3年度）	損害保険料（傷害保険料及び医療費用保険料を含む。）を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期2千円、長期1万円）
寄 附 金 控 除（平成2年度）	都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金又は住所地の都道府県共同募金会若しくは日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right) - 10\text{万円} = \text{寄附金控除額}$

（注）（ ）内は創設年度

分離課税に係る退職所得の課税方式（個人住民税）

他の所得と区分して次により分離課税する。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数20年まで 1年につき40万円 | 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} \times \frac{9}{10} \text{ (注)} = \text{個人住民税所得割額}$$

課税所得金額	税率	控除額
200万円以下	5%	—
700万円以下	10%	10万円
700万円超	13%	31万

税率
内訳

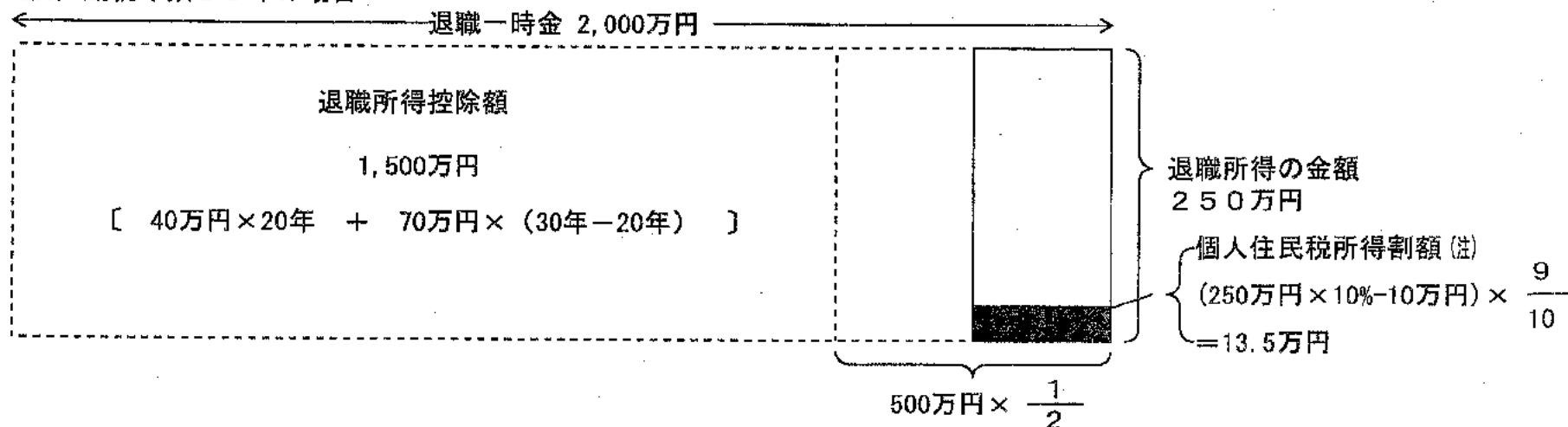
（道府県民税）

課税所得金額	税率	控除額
700万円以下	2%	—
700万円超	3%	7万円

（市町村民税）

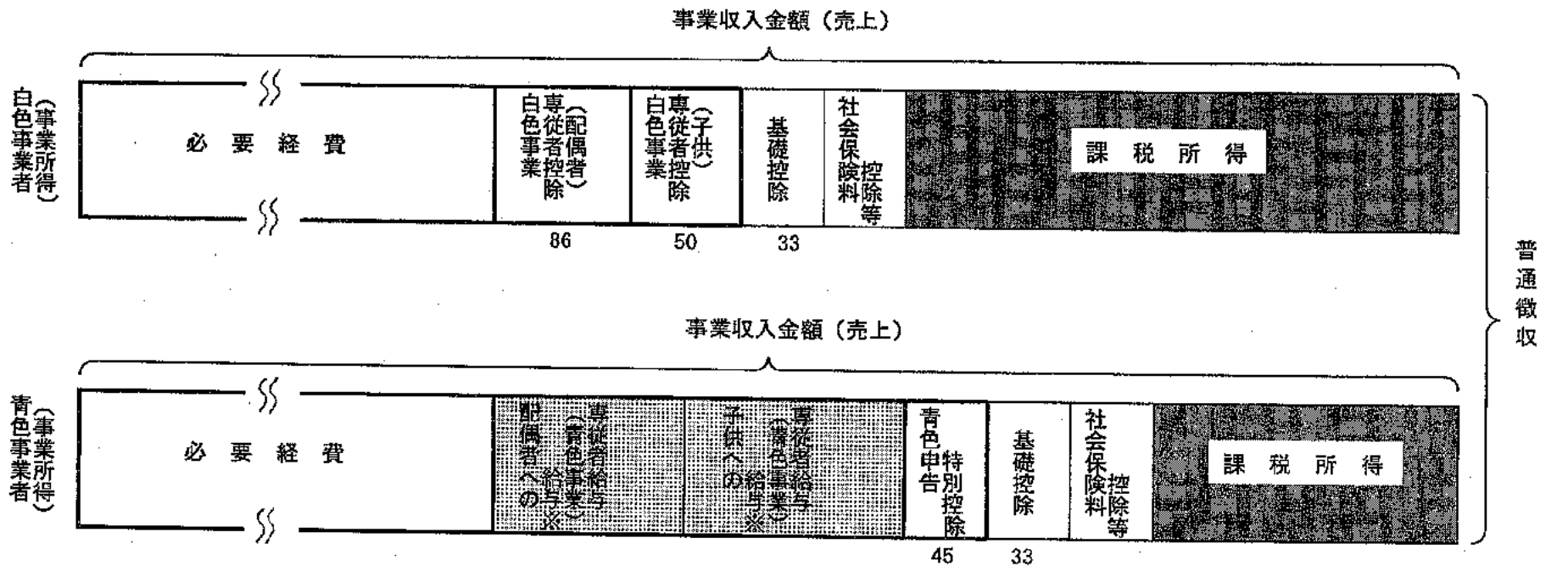
課税所得金額	税率	控除額
200万円以下	3%	—
700万円以下	8%	10万円
700万円超	10%	24万

（例）勤続年数30年の場合



（注） 退職所得に係る分離課税の個人住民税所得割額は、退職所得の金額に税率を乗じて求めた金額からその10分の1相当額を控除することとされており、また、収入金額から退職所得控除額を控除した金額に応じ、地方税法別表（簡易税額表）により求めることとされている。

青色事業所得者と白色事業所得者との各種控除の比較（個人住民税）

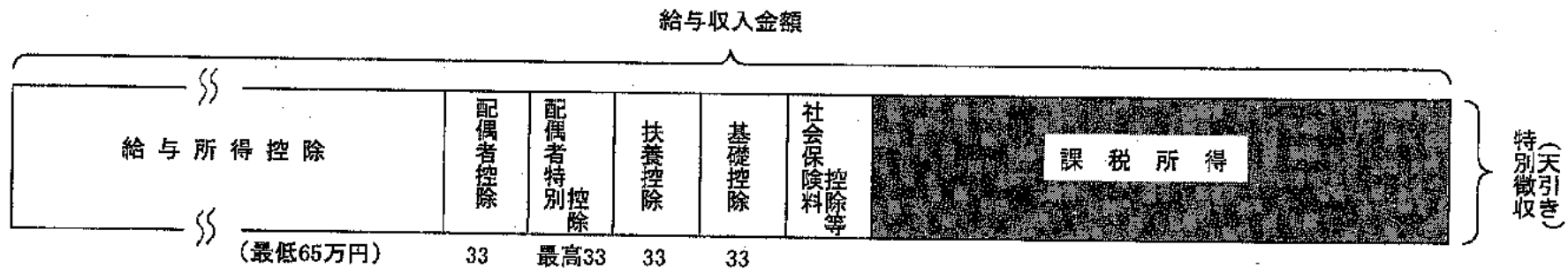


※ 給与所得控除適用あり

利用者1人当たりの平均専従者数 1.3人

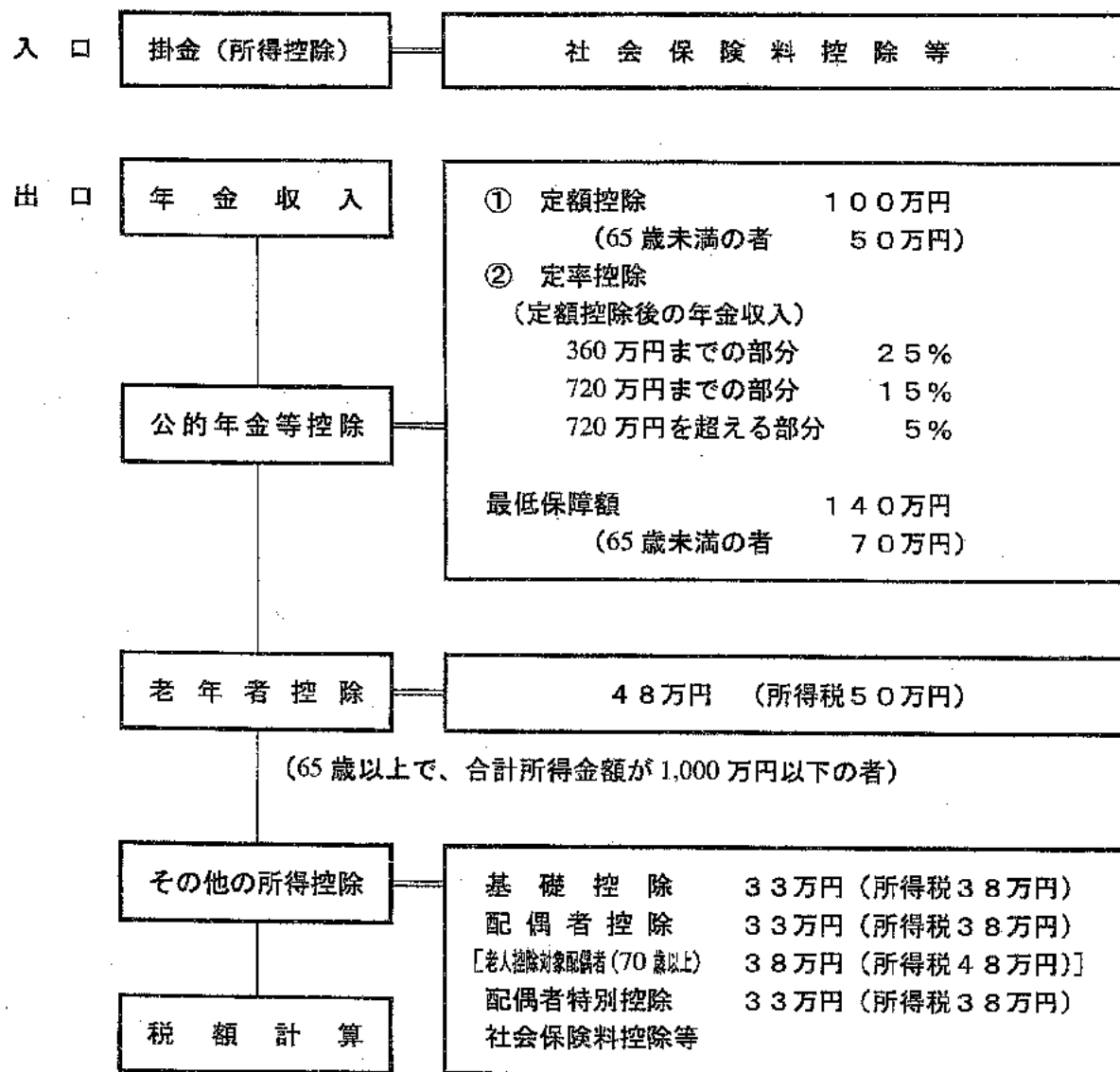
専従者1人当たりの平均給与額 206万円（注）

（参考）サラリーマン（給与所得者）の場合



（注）「市町村税課税状況等の調」（平成10年度）による。

公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）



(参考) 課税最低限・老年者等非課税限度額の比較

	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	課税最低限 2,268千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	課税最低限 3,105千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	課税最低限 3,176千円 老年者等非課税限度額 2,666千円
公的年金受給者 (65歳未満)	課税最低限 1,057千円	課税最低限 1,924千円	課税最低限 1,995千円
給 与 所 得 者	課税最低限 1,053千円	課税最低限 1,857千円	

個人住民税のあり方

○ 平成11年度の税制改正に関する答申（平成10年12月）（抄）

三 今後の検討課題・抜本的見直し

2 個人所得課税

個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっていることなどを十分踏まえて検討を行う必要があると考えます。

○ 地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）（抄）

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保

(1) 地方税

ア 地方税の充実確保

(7) 国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1となっており、歳出規模と地方税収入との乖離が存在している。

地方税については、基本的に、この地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図る。

(4) 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する。

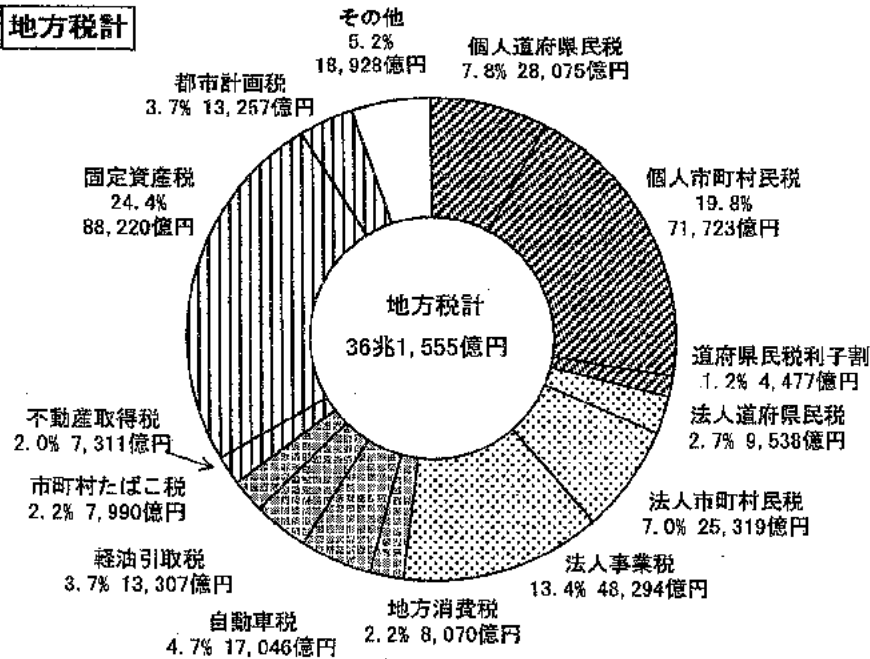
平成10年度においては、事業税の外形標準課税の課題を中心に、地方の法人課税について総合的な検討を進める。

これらの検討と併せて、地方税と国庫補助負担金、地方交付税等とのあり方についても検討を加える。

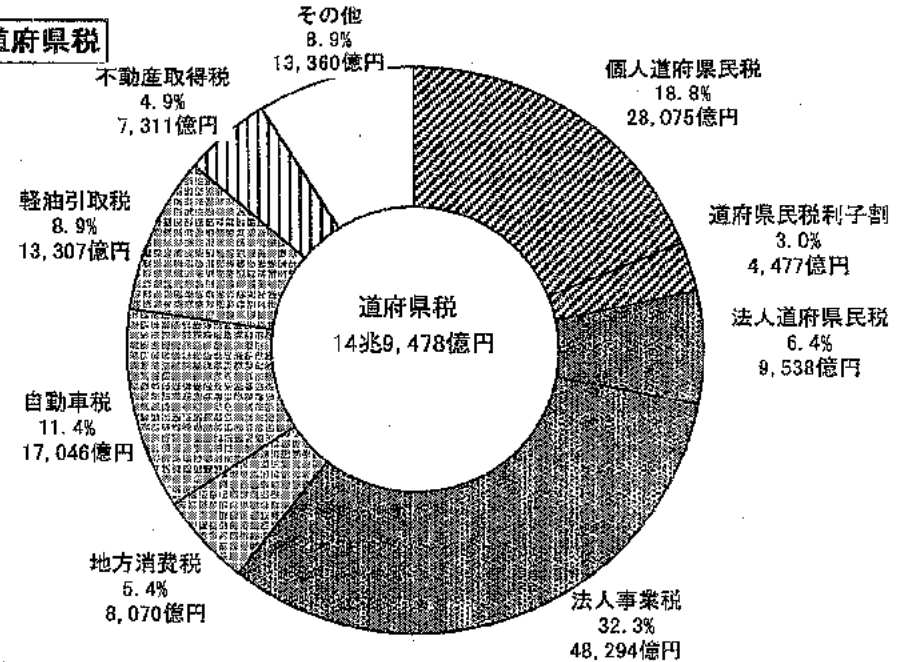
(7) このような考え方に立って地方税の充実確保を図っていく必要があるが、当面は、国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務の実施が必要な場合や国から地方公共団体への事務・権限の委譲が行われた場合において、その内容、規模等を考慮しつつ、地方税等の必要な地方一般財源の確保を図る。

道府県税及び市町村税の税収の構成比(平成9年度決算額)

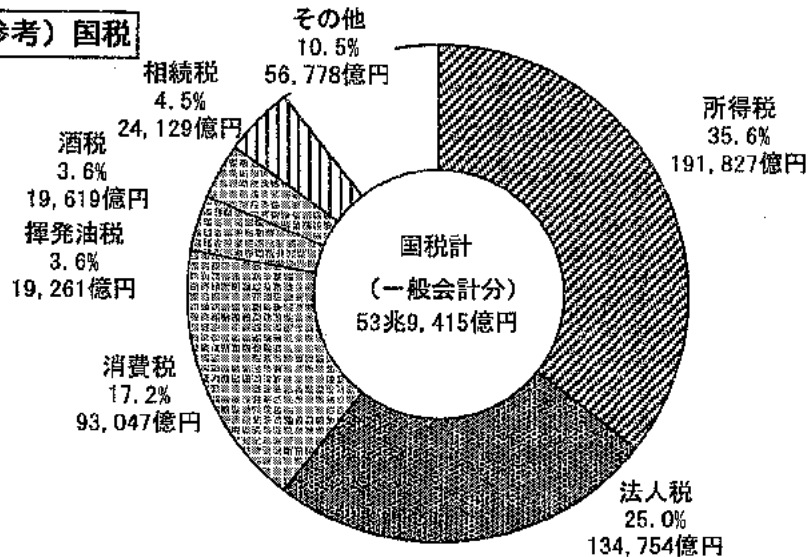
地方税計



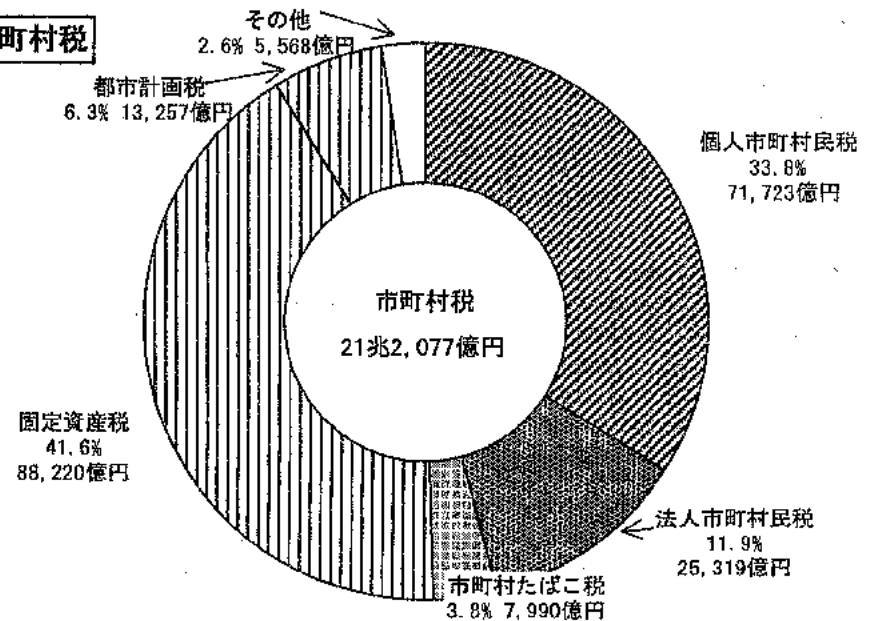
道府県税



(参考) 国税



市町村税



(注) 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲

・納税義務者の範囲

納 税 義 務 者	納 め る べ き 税 額
ア 市町村（道府県）内に住所を有する個人 イ 市町村（道府県）内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	均等割額及び所得割額の合算額 均等割額

・人的非課税の範囲

区 分	概 要									
ア 均等割と所得割がともに非課税とされる者	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者 （②については、退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。）									
イ 均等割が非課税とされる者	① 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者 一定の基準＝$\left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} \times$ <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td>35 万円</td><td>生活保護基準の級地区分の 1 級地</td></tr><tr><td>31.5万円</td><td>2 級地</td></tr><tr><td>28 万円</td><td>3 級地</td></tr></table> + <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td>18 万円</td></tr><tr><td>16.2万円</td></tr><tr><td>14.4万円</td></tr></table> （注）点線内の金額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する金額である。 ② 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者	35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地	31.5万円	2 級地	28 万円	3 級地	18 万円	16.2万円	14.4万円
35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地									
31.5万円	2 級地									
28 万円	3 級地									
18 万円										
16.2万円										
14.4万円										
ウ 所得割が非課税とされる者	総所得金額等の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に31万円を加算した金額）以下の者 総所得金額等の金額≤35万円× $\left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\}$ (+31万円)									

平成10年度分個人市町村民税の納税義務者の状況

(単位：万人、%)

所得割の納税義務者	A (B + C)	5,246 万人
うち 所得割及び均等割の納税義務者	B	4,364 万人
所得割のみの納税義務者 (生計同一の妻)	C	883 万人
うち 所得税の納税義務を有しない者	D	228 万人
同上の比率	D / A	4.3 %
均等割の納税義務者	E (F + G)	4,682 万人
うち 均等割及び所得割の納税義務者	F	4,364 万人
均等割のみの納税義務者	G	318 万人

「平成10年度市町村税課税状況等の調」(自治省税務局)による。

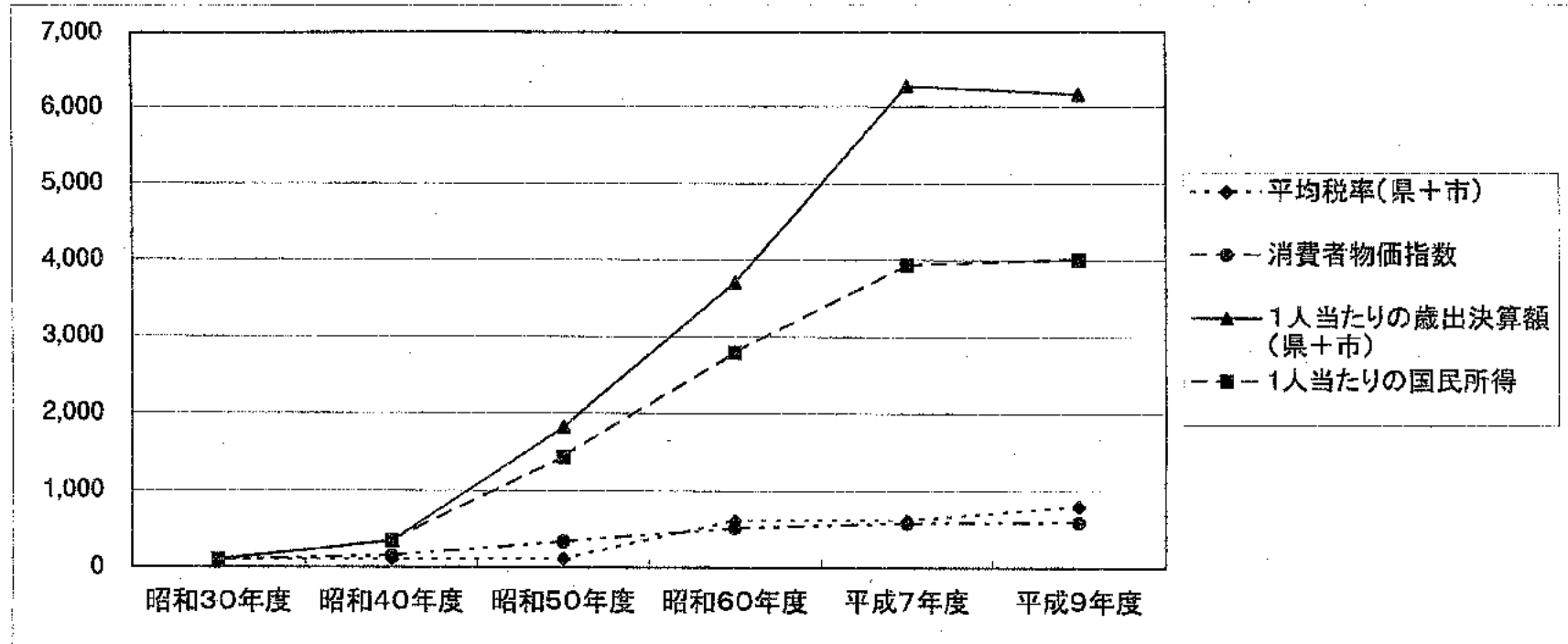
個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移

区 分			昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度
市 町 村 民 税	標 準 税 率	①人口50万 以上の市	年額 800円	年額 700円	年額 600円	年額1,700円	年額2,000円	年額2,500円	年額3,000円
		②人口5万以上 50万未満の市	年額 600円	年額 500円	年額 400円	年額1,200円	年額1,500円	年額2,000円	年額2,500円
		③その他の市 及び町村	年額 400円	年額 300円	年額 200円	年額 700円	年額1,000円	年額1,500円	年額2,000円
		道府県民税（標準税率）	——	——	年額 100円	年額 300円	年額 500円	年額 700円	年額1,000円

個人住民税 収入額	(億 円)	道府県民税 A	——	——	125	8,599	14,146	21,002	26,095
		市町村民税 B	464	470	538	16,123	28,901	45,028	64,075
		計 C	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170
	うち 均 等 割	道府県民税 D	——	——	19	98	174	266	456
		市町村民税 E	85	83	70	383	529	749	1,143
		計 F	85	83	89	481	703	1,015	1,599
	D/A		——	——	15.2	1.1	1.2	1.3	1.7
	E/B		18.3	17.7	13.0	2.4	1.8	1.7	1.8
	F/C		18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8

※ 道府県民税均等割は、昭和29年度に創設された。なお、昭和29年度の道府県民税均等割の収入額は、個人道府県民税の決算額を地方財政計画による所得割と均等割の収入見込額によりあん分した数値による。

均等割の平均税率等の推移(昭和30年度=100)



	昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成9年度
平均税率 (県+市)(円)	439 (100)	466 (106)	487 (111)	2,689 (612)	2,709 (617)	3,509 (799)
消費者物価指数	100.0	147.4	332.9	513.9	578.0	589.0
1人当たりの歳出決 算額(県+市)(円)	12,652 (100)	43,877 (347)	231,228 (1,828)	469,082 (3,708)	793,744 (6,274)	779,787 (6,163)
1人当たりの 国民所得(円)	77,605 (100)	269,659 (348)	1,117,548 (1,440)	2,168,845 (2,795)	3,054,134 (3,936)	3,116,604 (4,016)

- 注1 市町村の平均税率は、「市町村税課税状況の調」による均等割額を納税義務者数で除したものであり、道府県民税の平均税率は、標準税率である。ただし、昭和30年度については均等割収入額を納税義務者数(地方財政計画による)で除したものである。
- 2 1人当たりの歳出決算額は、各会計相互間及び地方公共団体相互間における重複部分を控除した額を住民基本台帳人口で除したものである。
- 3 1人当たりの国民所得は、新SNAによる国民所得を住民基本台帳人口で除したものである。
- 4 ()は昭和30年度を100とした数値である。